

令和5年第5回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和5年5月10日(水) 午後1時30分

2 閉会 令和5年5月10日(水) 午後4時25分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	9番 阿部 英志
10番 渡邊 則文	11番 能登谷 和正(会長代理)
12番 仮谷 昌典	13番 中田 省吾
14番 犬飼 正己	15番 秋山 陽太郎(農地担当)

欠席 1人

8番 河田 直樹

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘	武田 英雄	前田 操	守安 淳市	山田 隆正
池上 次男	黒瀬 昭夫	友野 伸樹	藤井 久美	

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義 次長 岡中 芳浩 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

1番委員 15番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第19号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第20号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請について

議案第21号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第22号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について

議案第23号 農用地利用集積計画について

議案第24号 行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求に対する弁明書について

報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和5年第5回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が14名。そして農地利用最適化推進委員が9名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、1番委員、15番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第19号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) 議事に入る前に議案の修正がありましたので差し替えをお願いします。それでは、議案第19号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局をお願いします。

(主査) 【議案第19号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号1番】

(農地担当) それでは1番、西阿曾の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員) 受人と渡人は義理の兄弟の間柄になっておりまして、今回の農地については父親から相続で長男が引き継いだものであります。渡人の隣に住む叔父がその農地を管理していたけど、体調を崩して今後農地を管理する者がいなくなるということで、妹の夫がイチジクを植えて管理をしたいということでこの度の申請になりました。地元としては問題ないものと考えておりますのでよろしくご審議のほどお願いしたいと思っております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1番は許可されました。

【受付番号3番】

(農地担当) 続きまして3番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) 渡人は県外にお住まいで農業廃止ということで、地元の受人にお譲りしたいという案件で双方合意の案件でございます。受人は地元で農業をされており、約5反を超える農地を保有しており、農業をしっかりされている方ですので地元といたしましては別段問題ないと思っております。よろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは下原の農地がございますので能登谷委員からお願いいたします。

(11番委員) 下原の農地ですけど、譲り受けた後は田として使うということですので特に問題はないと思っております。それで、この土地のすぐ東側に農地を受人が所有されておりますが、水害があった関係で現在はもう畑としては使用できないような状況になっておりますので、あわ

せてご報告をいたします。申請地については、特に問題はないと思います。以上です。

(農地担当) 池上委員、何か補足はありますか。

(池上委員) 特に補足することはありません。よろしくお願いします。

(農地担当) それでは、この案件については、耕作状況確認をしていただいておりますが、問題がございましたら発言をお願いします。

(農地担当) ありませんか。よろしいでしょうか。それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、3番は許可されました。

【受付番号4番】

(農地担当) 続きまして4番、真壁の件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(主査) 河田委員が本日欠席のため、報告を受けております。この案件については地元としては問題ないとの事です。よろしく審議をお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。4番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、4番は許可されました。

【受付番号5番】

(農地担当) 続きまして5番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員) この案件は、現在の耕作者へ贈与するという案件でありまして、地元では特段問題はないと聞いておりますが、詳しくは武田委員さんをお願いしたいと思います。

(農地担当) 武田委員、お願いします。

(武田委員) この土地は受人が渡人から使用貸借として借りている土地で、今回名義を変更するということで内容的にはほとんど変わりません。作付けについては3分の1ほど野菜を作付けして、残りを水稻にするということで、特段問題はありませんのでよろしく審議をお願いします。

- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。5番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、5番は許可されました。

【受付番号6番】

- (農地担当) 続きまして6番、窪木、長良の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (4番委員) この案件ですが、詳細は前田委員から説明をお願いします。
- (農地担当) 前田委員、お願いします。
- (前田委員) 渡人は市外の方ですが、実家がこの農地の近所です。現在は無人となっている状況で、今回この農地を引き受けるということです。今後の作付予定ですが、水田をされるそうです。受人は既に水稻をかなりやっており農機具も所有しています。農業に従事する方については娘さんご家族と協力しながら奥さんも一緒にやられて問題ないと思います。周辺との関係ですけど全く問題ないと思いますので特に問題ありません。よろしくご審議の方お願いします。
- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。6番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、6番は許可されました。

【受付番号7番】

- (農地担当) 続きまして7番、宇山の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが、受人の実家のすぐ裏の畑であって、現在お母さんが管理しており、野菜を作付けしています。詳細については、黒瀬委員から説明をいたします。
- (農地担当) それでは黒瀬委員、説明をお願いします。
- (黒瀬委員) この案件ですが、受人が以前からこの農地を耕作されておりますので、別に問題はないと思いますよろしくお願いします。
- (農地担当) それでは、この案件については、耕作状況確認をしていただいておりますが、問題がございましたら発言をお願いします。

(農地担当) ありませんか。よろしいでしょうか。それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。7番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、7番は許可されました。

【受付番号8番】

(農地担当) 続きまして8番、清音軽部の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、受人は父親の耕作のお手伝いをされており、ゆくゆくは父親の農地を増やしていくということです。詳細は藤井委員から説明をお願いします。

(農地担当) 藤井委員、お願いします。

(藤井委員) この案件は渡人の要望とありますが、現在4畝だけを少し離れたところで耕作しており、不便だということで、この度受人が取得をして、今後専念して農業をしていきたいということです。何の問題もないと思いますので、審議の方よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。8番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、8番は許可されました。

【議案第20号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第20号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第20号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号1番、2番】

(農地担当) それでは1番、黒尾の件につきまして、2番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

- (4番委員) 周辺の状況ですが、1番は東が畑、西が道路、南が道路、北が畑で、2番については東が畑、西が道路、南が畑、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思われま
す。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (3番委員) この案件は、自分の所有する農地への進入道路の拡幅ということで、地元では問題ない
と聞いておりますが詳しくは石尾委員からお願いしたいと思います。
- (農地担当) 石尾委員、お願いします。
- (石尾委員) 営農条件への影響ですが、用水、排水については問題ありません。また土砂の流出につ
いてはアスファルト舗装をしますので問題ないと思います。審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地と
いうことで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、1番、2番は許可されました。

【受付番号3番、5条1番】

- (農地担当) 続きまして3番、下原の件につきまして、5条使用貸借権の1番と関連がありますので
一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (4番委員) 周辺の状況ですが、3番については、東が宅地、西が畑、南が畑、北が道路です。5条
の1番については、東が駐車場、西が畑、南が畑、北が道路です。転用した場合の農地の
影響はないと思われま
す。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (11番委員) まず4条の案件ですが、現在ここは東側に住宅と倉庫が建っており、自動車の出入り口
になっているような状況です。それから5条の関係ですが、両親の共有土地を娘さんが借
りて住宅を建てるという案件です。日照通風、排水は特に問題ありません。生活雑排水も
道路を横切って排水をする状況になりますので特に問題は
ありません。周囲はコンクリ
ートブロックをしているので、特に周辺の農地への影響はないものと思われま
す。以上、よ
ろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) この案件は、始末書が提出されています。農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以

上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しています。例外許可規定として集落に接続して設置される施設という事で適用しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、3番、5条使用貸借権の1番は許可されました。

【受付番号4番】

(農地担当) 続きまして4番、影の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が田、北が原野です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) 用水、排水につきましては、北側に水路があり問題ありません。日照通風、土砂の流出につきましても影響はありません。総合判断といたしまして、墓地の新築については、周辺営農に支障がありませんので、よろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。4番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、4番は許可されました。

【受付番号5番】

(農地担当) 続きまして5番、赤浜の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が道路、北が水路です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) 営農条件への影響についてですが、用水、排水につきましては土地改良区の事業で整備

されているため、何も問題はありません。日照通風につきましては、東に農地がありますが境界から6メートル離れたところにビニールハウスを建てる予定になっておりますので問題はありません。土砂の流出につきましては、畔を設置して隣地へ土砂が流れないようにするため問題はありません。総合判断として特に問題は何もありませんのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、農振農用地でございます。田畑変更ということで一時転用の申請が出ています。一時転用期間は令和5年5月15日から令和5年7月30日までとなっております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(3番委員) コーヒー豆を植えるということですけど、申請人はどういった方ですか。

(14番委員) 息子さんが土木事業をされており、そのお母さんになる方です。息子さんが耕作して、コーヒー豆を作るということです。また、土木事業の仕事がない時に従業員が作物を作るということでした。

(3番委員) その方は、そのような事業は、今回初めてですか。

(14番委員) はい。初めてです。

(3番委員) はいわかりました。

(農地担当) ほかに質問はありますか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。5番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、5番は許可されました。

【受付番号6番】

(農地担当) 続きまして6番、岡谷の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が田、北が水路です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) この案件は、ビニールハウスを作る予定でございますが、周辺の農地の影響はないと考えております。詳細については、友野委員にお願いします。

(農地担当) 友野委員お願いします。

(友野委員) この案件は、申請者がパセリなどの野菜栽培を計画していたところ、自作農地がブドウ栽培用地として売却の依頼があつて農地中間管理機構経由で代替地として、これらの農地

を取得しました。少し段差があるため畑として造成し、ビニールハウスを建設し、知人とパセリ等の栽培するものです。周辺農地への支障はありません。野菜栽培の水については、自宅の井戸水を運搬するとのことでございます。また、被害防除計画書の記載内容及び現地を確認いたしましたが、問題ないものと判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、農振農用地でございます。田畑変更ということで一時転用の申請が出ています。一時転用期間は令和5年6月1日から令和5年10月30日までとなっております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、6番は許可されました。

【議案第21号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第21号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第21号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号2番】

(農地担当) それでは2番、小寺の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が畑、南が道路、北が畑です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 今回の申請地は横並びに住宅が並んでいる端に残った畑です。地元といたしましては、宅地続きですので問題はないものと捉えておりますので、よろしく審議ほどお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地と

ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。2番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、2番は許可されました。

【受付番号3番】

(農地担当) 続きまして3番、南溝手の件につきまして、現地調査の報告及び説明をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が畑、南が宅地、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。周辺営農状況ですが、用水は必要ありません。排水は、宅地内に枡を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、3番は許可されました。

【受付番号4番、5番、6番】

(農地担当) 続きまして4番、井手の件につきまして、5番、6番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、4番については、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が宅地、5番については、東が道路、西が宅地、南が田、北が道路、6番については、東が道路、西が道路、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 申請地でございますが、毎月開発が出ているエリアでございます。この3か所ですが、縦に長い1つの田とっていただければと思います。その長い田んぼを1区画ずつ飛び飛びで申請が出ています。今回、間の農地が残るだけで、周りにはもう完全に宅地化が進んでおりますので、地元といたしましては、問題のない案件ですのでよろしく審議のほどお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、4番、5番、6番は許可されました。

【受付番号7番】

(農地担当) 続きまして7番、黒尾の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員) この案件は、地元では特段問題はないと聞いておりますが、詳しくは石尾委員からお願いしたいと思います。

(農地担当) 石尾委員、お願いします。

(石尾委員) 周辺営農状況ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。7番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、7番は許可されました。

【受付番号8番】

(農地担当) 8番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が雑種地、西が宅地、南が道路、北が畑です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 今回の案件でございますが、受人は運送物流業を営んでおりまして、トラックを増台する際に新たな駐車場を取得したいという案件でございます。南に面している道路の端にコンクリート蓋がされている水路があります。南は水路、道路です。周辺は、宅地化されており、北側に農地が残りますが、この度、露天駐車場で砂利舗装をするということで、周辺への影響はないものと捉えています。しかし、地元からその南に走る水路への流入を心配する声もございまして、確認したところ排水に関しては、地下浸透のみということで、そこで汚水が発生することはないことを確認しております。ただ、地元から心配の声もございましたので、申請書にあるとおり砂利舗装で施行するよう申請人に発言を残しておきたいと考えております。それ以外は、特に問題ないものと捉えておりますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。8番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、8番は許可されました。

【受付番号9番】

(農地担当) 続きまして9番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

- (4番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (14番委員) この申請地は、上林の住宅振興地です。詳細については守安委員からお願いします。
- (農地担当) それでは、守安委員から説明をお願いします。
- (守安委員) 周辺営農状況ですが、用水は北側にあります。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。9番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、9番は許可されました。

【受付番号10番】

- (農地担当) 続きまして10番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (4番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が畑です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (14番委員) この申請地は、上林の住宅振興地です。詳細については守安委員からお願いします。
- (農地担当) それでは、守安委員から説明をお願いします。
- (守安委員) 周辺営農状況ですが、用水は西側にあります。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。10番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、10番は許可されました。

【受付番号11番】

- (農地担当) 続きまして11番、宿の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (4番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思われまます。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (9番委員) 周辺営農状況ですが、西側に畑がありますが、一定の距離を置いて整地するという事で問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思しますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。11番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、11番は許可されました。

【議案第22号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について】

- (農地担当) 続きまして議案第22号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) **【議案第22号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について朗読】**
- (次長) **【相続税の納税猶予に関する制度の説明】**

【受付番号1番】

(農地担当) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてですが、地元委員が欠席のため事務局から報告をお願いいたします。

(次長) 河田委員から報告を受けております。今回の納税猶予の申請ですが、いずれも市街化の田畑であり、現地についてはしっかり管理されていました。申請人とヒアリングをしたところ、今後はお孫さんと一緒に耕作をしていくそうで、機械については、亡くなられた父親の農機具を使って耕作するそうです。申請人は40年くらい農業のお手伝いをされていた方なので問題ないという事でした。よろしくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、この件について適格者として承認することとしてよろしいか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1番は承認されました。

【議案第23号 農用地利用集積計画について】

(農地担当) 議案第23号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第23号 農用地利用集積計画について朗読】**

(農地担当) まず、関係委員さんに退席をお願いします。

【10番委員 退席】 2時55分

(主査) **【議案第23号 農用地利用集積計画について説明】**

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(農地担当) 特にごございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。

【10番委員 入室】 2時59分

【議案第24号 行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求に対する弁明書について】

(農地担当) 続きまして別紙になります。議案第24号、行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求に対する弁明書について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(次長) 議案第24号についてご説明いたします。本件は、令和4年12月総会において農地法第4条の農地転用許可申請に対して、許可の期間を令和5年1月1日から令和6年4月30日までと定めて許可する処分をしました。それに対して、申立人の代理人である弁護士●●●●さんから審査請求書が令和5年3月9日付で提出されたことに伴い、当農業委員会は、総社市が指定市町村に指定されていること及び地方自治法第180条の2において総社市長から事務委任を受けていることから、処分庁である総社市農業委員会で処理することになりました。それでは、弁明書について説明いたします。弁明書案をご覧ください。まず1番、処分の内容につきましては、申立人は令和4年11月16日付けをもって、営農型発電設備設置の目的で、転用することの許可申請をしました。その申請に対して、許可の期間を令和5年1月1日から令和6年4月30日までと定めて申請を許可する処分をしました。2番、処分の理由について、まず関係する法令の定めについて記載しています。アに記載している内容ですが、農地を農地以外のものにする場合、許可を受けなければならないが、農用地区域内の農地は、許可が出来ません。ただし、例外として一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものについては、許可が出来る。次のページ、イですが、営農型太陽光発電設備を設置する場合は、支柱を設置する農地について農地法第4条第1項の許可が必要である。この場合、当該設備の下部の農地において、営農の適切な継続が確保されなければならないことから、一時転用許可の対象として可否を判断する。ウですが、申請に係る営農型発電設備の設置が認められるか否かについては、平成30年5月15日付け、農振第78号農林水産省農村振興局長通知で定める確認事項を基準として判断する。以上が関係する法令の定めです。続きまして本件許可に至る経緯です。まず、申立人は、令和2年2月18日付けで営農型発電設備設置の目的で転用することの申請を行った。それに対し、許可期間を令和2年3月30日から令和4年12月31日までと定めて転用許可する処分をしました。申立人は、この許可期間が満了する前である令和4年11月16日付けをもって許可申請をしました。(3)では、先行許可期間中の申立人の営農状況について記載しています。ア、申立人は、令和3年3月16日付

けの文書により、報告時点までの収穫実績はないと報告している。イ、申立人は、令和3年11月4日付け文書により、サトイモを4,379.8平方メートルの農地に栽培している。収穫は今後であることを報告している。ウ、申立人は、本件申請にあたり提出した予定令和5年2月28日付けの文書により、令和3年10月から令和4年3月までの期間で、1,400平方メートルの農地に栽培し、2.17トンのサトイモの収穫があった。10アール当たりの収穫は、1,547キログラムであり、地域の平均である1,250キログラムを上回ったと報告している。エ、申立人は、これ以上の営農を行ったことの報告及び情報はない。この営農状況の情報をもとに、本件申請の評価として、本件申請が許可されるには、営農の適切な継続が確保されていること。下部農地での単収が、同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していないこと。生産された農作物の品質に著しい劣化が認められないことが必要である。とされている。イに、申立人のサトイモの作付け報告内容について記載しています。令和2年3月30日から令和4年12月31日までの間に、サトイモを作付けし、一定の収穫を得たということを報告している。しかし、現実の収穫を報告しているのは、前記(3)ウのみである。その内容は、サトイモの収穫量が2.17トンであった。本件農地の面積から営農型発電設備の支柱の面積を除いた10,173.91㎡。これを作付可能面積と呼ぶが、10アール当たりの収穫量は、約213キログラムである。申立人は、作付可能面積の14パーセントにあたる1,400平方メートルに作付けを行い、そのあまりの部分は営農を行っていない。ウですが、10アールあたりの単収が約213キログラムであるということは、同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収として報告のあった平均1,250キログラムと比較して、8割以上の減収となっている。したがって、許可要件であるおおむね2割以上減収していないことが満たされていない。エですが、申立人は、本件申請にあたり提出した営農計画に、今後サトイモを作付けすること及び作付面積については10,212.91平方メートルに拡大することを記載し、許可要件を充足する努力をすることを表明している。(5)の判断ですが、本件申請は、許可要件のうち、「下部の農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していないこと。」を満たさない。しかし、申立人は営農を継続して要件を満たす努力を表明していることに加え、申立人が先行許可を得て、作付けを開始して2年が経過しただけで、なお営農が本格化する可能性があることから、本件申請を直ちに不許可とせず、今後の営農実績を確認することが相当であると判断した。このことから、申立人の営農実績を評価するため、本件許可後に行われる収穫の成果、営農ぶりを検証し、申立人の営農実績を評価する必要がある。このため、今期の収穫が終了し、収穫の成果をとりまとめ、農業委員会に報告し、農業委員会がこれを評価するに足る期間として、許可の期間を令和5年1月1日から令和6年4月30日まで

とするのが相当であると判断した。結語として、以上のとおりであるから本件処分は、適法、相当であり申立人による審査請求は理由がないとの弁明をするものでございます。弁明書に対する説明は、以上です。なお、今後の手続きですが、この弁明書につきましては農業委員会で議決後、審査請求人に送付するとともに提出期限を定めて反論書の提出を求めることとなります。反論書の内容によって、また新たな争点が出て来た場合は、再度弁明書を提出することもあります。お互いの意見が出尽くして、必要な審理がされたと判断したら審理を終結して、審査請求に対する最終的な判断として、審査庁である総社市農業委員会において裁決を行い、裁決書を作成して審査請求人に送付するという流れになっております。以上です。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(11番委員) この理由とするところですけど、この農地から得た収穫量が2.17トン。この農地は全体の農地のことを指しているのですか。

(次長) そのとおりです。全体約1ヘクタールの作付可能面積の中から、2.17トンしか収穫をしていないという事です。

(11番委員) 実際には1,400平方メートルしか作付けをしていなかったということですよ。そうすると、この10アール当たりの収穫量は約213キログラムというところへ繋げているのかなという思いがあります。1,400平方メートルで2.17トンの収穫であれば、本来植えるべき場所に作付けをしたとしたら、相当な収穫量になるわけです。その場合、10アール当たりの収穫量を地域の平均収穫量と比較してどうなのかという見方をしたら、地域の平均収穫量を上回ってしまう可能性がある。それならば、植えるべき場所に植えていなかったということを理由にした方がいいのではないかと思います。

(次長) 植えるべき場所に植えていなかったという事を理由付けするには、植えるべき場所がどこになるかを示さないといけませんので、今の段階では難しいと思います。それより、申請人の農地の約1ヘクタールを有効に利用してください。今は、その1ヘクタールの農地の中で1,400平方メートルしか作付けをしていないです。収穫量は2.17トンです。これでは、約1ヘクタールの農地を適正に営農をしているとは言えないということで、理由付けとしています。

(10番委員) 植えるべきところを確認取ってそこに植えていなかったという立証が取れていないですよ。要するに、約1ヘクタールの農地のうち1,400平方メートルしか作付けをしていないけど、申請人はこれから頑張って作付けをするという意思があるので、様子を見ようという事で許可を出しているということですよ。

(次長) そのとおりです。

(3番委員) 農地全体で見ると一般的な地域の平均収穫量である10アール当たり1,250キログラムには達していないので、収穫量を上げてくださいという事ですね。要は下部面積だけ見るのではなく、その農地全体で判断するっていうことです。

(12番委員) この弁明書の内容であれば、農業委員会が何を言いたいかは、申請人は理解して下さると思います。

(農地担当) はい。他に意見はありますか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。この件について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、原案どおり承認されました。

【報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第12号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第12号 報告書について朗読】

【報告第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第13号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第13号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 30ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が7件、4条関係が6件、5条関係が11件でございました。また、相続税の納税猶予に関する件については、適格者として承認いたしました。農用地利用集積計画及び審査請求に対する弁明書の件については、原案どおり承認いたしました。以上で、日程第3の農地案件につきましての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何か

ありますか。

(会長) ないようでしたら、私から報告があります。総社市都市計画審議会委員を農業委員から1名選出しておりますが、任期が令和5年5月31日までとなっております。令和5年6月1日から新たに選出をする必要がありますが、現在事務局の都市計画課からまだ依頼文が届いておりません。現在、総社市都市計画審議会委員を河田委員にお願いしておりますが、本人の了承がいただければ、農業委員の任期である令和5年7月19日までは引き続きお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) 異議なしと認め、総社市都市計画審議会委員に河田委員を推薦することに決定しました。他に委員の方から報告等ありませんか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後4時25分